

志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

志摩市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給与を改定するため、本条例の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

(1) 給料月額の設定

市長、副市長及び教育長の給料月額を、それぞれ1万円引き上げます。

	現行	改正後
市 長	900,000 円	910,000 円
副市長	700,000 円	710,000 円
教育長	600,000 円	610,000 円

(2) 期末手当の支給率の設定

期末手当の年間支給率を0.1月分引き上げ、年間「4.05月分」とするとともに、6月期と12月期の支給率を平準化します。

支給期	現行支給率	改正後支給率
6 月	100 分の 190	100 分の 202.5
1 2 月	100 分の 205	100 分の 202.5
合計	100 分の 395 (3.95 月)	100 分の 405 (4.05 月)

3. 改正による効果等

志摩市特別職報酬等審議会からの答申内容を適正に反映させることにより、特別職の職責に応じた適切な給与水準を確保することができます。

志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第52号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>900,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>700,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>600,000円</u></p> <p>(手当)</p> <p>第4条 市長等に期末手当を支給し、その額は、給料月額及び給料月額に、100分の20を乗じて得た額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の190</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の205</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>910,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>710,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>610,000円</u></p> <p>(手当)</p> <p>第4条 市長等に期末手当を支給し、その額は、給料月額及び給料月額に、100分の20を乗じて得た額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の202.5</u></p>